

## ものづくり企業女性就職促進助成金交付要綱

令和5年7月20日 経済観光局長決裁

### (通則)

第1条 ものづくり企業女性就職促進助成金（以下「助成金」という。）について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この助成金は、人手不足が深刻化する製造現場において、さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）の区域（以下「圏域」という。）内の中小企業者等に対し、女性の就職を促進するための職場環境の改善に必要な取組に係る経費の助成を通じて、人材の確保・定着及び魅力ある職場環境づくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、圏域内に本社を有する者。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会であつて、総組合員の2分の1以上が、第1号を満たす者。

(2) 「製造業」とは、日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第45号）における製造業（大分類番号E）とし、「建設業」とは、同分類における建設業（大分類番号D）とする。

### (助成対象者)

第4条 この要綱により助成を受けることのできる者は、第1号に該当し、かつ第2号以下の各号を全て満たす者とする。

(1) 圏域内に本社及び製造拠点を有する中小企業者等のうち、製造業及び建設業とする。た

だし、建設業については工事で使用する資材の加工等を行うための常設の拠点を有するものに限る。

- (2) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。
- (3) 市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

#### （助成対象事業）

第5条 この要綱による助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、前条に規定する助成対象者の取組のうち、女性専用のトイレ、更衣室、休憩室、その他女性の人材確保・定着において市長が必要かつ適当と認める設備の設置とする。設置場所は、製造拠点もしくは製造拠点と同じ敷地内にある事務室等（製造拠点で従事する従業員が就業時に利用する場所に限る）とし、新設・改修いずれも対象とする。

2 助成対象事業の事業終了日は申請のあった年度の2月末日（土日祝日の場合はその前日）までとする。

#### （助成対象経費）

第6条 助成対象経費は、助成対象事業の実施に要する工事費（最小限必要と認められる付帯工事費を含む）及び設計監理費の他、当該工事によって備え付けられる設備品費を対象とする。なお、消費税、振込手数料及び自社（親会社・子会社・関連会社を含む）の技術や製造物等を調達する場合の経費は助成対象経費として認めない。

2 前項に規定する経費は、第12条に規定する交付決定日以降に支出されたもので、申請のあった年度の事業終了日までには支出が完了するものとする。

#### （助成率及び助成金額等）

第7条 助成金は、助成対象経費の2/3かつ50万円を上限として、予算の範囲内で交付する。なお、助成金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(交付要件)

第8条 以下の各号を全て満たすものとする。

- (1) 交付決定日からその年度の2月末日（土日祝日の場合はその前日）までに終了（支払を含む）する事業であること。
- (2) 設備を設置する建物は、圏域内にあり、自社が所有し、事業の用に供する既存かつ常設のものであること。
- (3) 設置する設備は、常設のものであり、専ら従業員の使用に供するものであること。

(交付の申請)

第9条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式1）
  - (2) 事業計画書（様式2）
  - (3) 収支予算書（様式3）
  - (4) 収支予算書に計上した経費に関する見積書の写し
  - (5) 工事図面・工程表
  - (6) カタログ等
  - (7) 設備設置場所の現況が確認できる画像等
  - (8) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - (9) 直近2期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書など）
  - (10) 直近の法人市町村民税の納税証明書（指名願用）
  - (11) 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
  - (12) その他市長が必要とする書類
- 2 当該申請にあたってのスケジュールについては、別途公募要領に定める。

(助成金の交付回数)

第10条 同一企業等に対する本助成金の交付は、同一年度につき1回を限度とする。

(審査)

第11条 市長は、第9条の規定による申請があったときは、書面による審査を行うものとする。

2 申請内容について、資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加等を求めることができるものとする。

(助成金の交付決定等)

第 12 条 市長は、審査の結果を踏まえ、申請者に対する助成金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は助成金交付決定通知書(様式 5)により、不交付の場合は助成金不交付決定通知書(様式 6)により申請者に通知するものとする。

(事業計画変更等の申請)

第 13 条 助成金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業計画変更・廃止・取下承認申請書(様式 7)を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施事業の全部または一部を中止するとき
- (2) 実施事業の内容の変更があるとき
- (3) 名称、所在地、代表者の変更があるとき
- (4) 助成対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

2 市長は、前項の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、その計画変更がやむを得ないものと認めるときは、計画変更等承認通知書(様式 8)により、承認または不承認について助成事業者に通知する。

3 計画の変更に伴い、助成対象事業費が増額となった場合は、第 12 条において交付決定した助成金の額は変更しない。

4 計画の変更に伴い、助成対象経費が減額となった場合には、減額後の助成対象経費をもって第 7 条の規定を適用する。

(立入調査)

第 14 条 市長は、助成対象事業の状況及び経費の収支等について、関係職員に立入調査をさせることができる。

(実績報告)

第 15 条 助成金の交付決定を受けた者は、助成対象事業終了後、14 日以内に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業完了報告書(様式 9)
- (2) 助成金精算書(様式 10)
- (3) 支出した経費の事実を証明する領収書等
- (4) 実施した工事内容が確認できる工事請負契約書等
- (5) 事業完了後の設備設置状況が確認できる画像等
- (6) その他市長がその都度必要と認める書類

(助成金確定額の通知)

第 16 条 市長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る助成事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定額通知書（様式 11）により、助成事業者に通知する。

2 内容の審査の結果、助成対象経費が増額となった場合でも、第 12 条において交付決定した助成金の額は変更しない。

3 内容の審査の結果、助成対象経費が減額した場合には、減額後の助成対象経費をもって第 7 条の規定を適用する。

(助成金の交付)

第 17 条 市長は、前条の通知後、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消)

第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を、期限を付して返還させることができる。

(1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 助成金申請又は助成事業において、不正、虚偽、その他不適正な行為があった場合。

(3) 助成事業者が、助成金を交付の目的に反して使用し、又は助成金の交付の決定の内容、これに附した条件、札幌市会計規則もしくはこの要綱に違反した場合。

(4) 事業に必要な部材の納入遅延、工事遅延、廃業及び倒産等により、第 5 条第 2 項における事業終了日までの助成事業の実施が客観的に不可能となった場合

(5) 前 4 号の規定のほか、市長が助成金の交付について不相当と認める場合

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 19 条 市長が前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者は、当該命令にかかる助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 市長が助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、助成事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除

く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については365日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第20条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(帳簿等の整備)

第22条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(財産の管理および処分)

第23条 助成事業者は、当該助成事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、その取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものについて、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業者は、当該助成事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

3 助成事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでは、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産の処分」という。)ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により、助成事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(事業成果の公表・普及)

第24条 助成事業は、原則として一般に公表することとし、市長が成果普及のための事業等を行うときは、助成事業者はこれに協力するものとする。

(他の助成金との併給調整)

第 25 条 助成事業者がこの要綱における支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる国又は他の地方公共団体が実施する各種助成金（国又は他の地方公共団体が他の団体等に委託して実施するものを含む。）を受給する場合は、この要綱における助成対象経費と国又は地方公共団体（札幌市における他の助成金を含む。）が実施する各種助成金の助成対象経費が重複しない場合について、助成金の併給を受けることができる。

附 則

この要綱は、2023 年（令和 5 年）7 月 20 日から施行する。